燃料及び肥料、飼料等の農業資材価格高騰対策に関する意見書

世界的に食料需給は、構造的な逼迫に急転換するとともに、燃料、肥料、飼料やビニール類、段ボールなどの農業生産に不可欠な資材価格が短期間に史上最高水準まで高騰したため、我が国の食料供給と農家経営は、これまでに経験したことのない重大な危機に直面しています。

しかし、こうした厳しい状況にもかかわらず、農家は、農産物の大幅な生産コスト上昇分を販売価格に転嫁できず、経営破綻の危機に直面しています。

世界的に穀物価格が高騰し、安定的な輸入が危ぶまれ、食料安全保障の確立が求められる中で、国は食料自給率を50%以上にすることを目標に掲げていますが、現状は国家存亡の危機的な状況となっています。今こそ、消費者に対する国産農畜産物の安定供給や、農業の持つ多面的機能を維持するとともに地域経済の活性化のためにも、農家経営の維持と発展が展望できる緊急対策がぜひとも必要であります。

先般、政府が漁業者に対する燃料高騰対策として打ち出した緊急対策は、漁民の要求からすれば不十分ではありますが、直接補てんを含む内容は評価すべきものと考えますので、農家に対しても農業資材価格の高騰に伴う苦境を緩和するための対策が急がれています。

よって、国会及び政府におかれては、農家の努力だけでは到底解決することのできない現在の危機的状況を踏まえ、農家経営の安定を確保する思い切った対策と予算を確保するため、次の事項が早急に実現されるよう、強く要望いたします。

- 1 燃料及び肥料、飼料等の農業生産資材の高騰分の緊急支援対策を実施すること。
- 2 生産コストに着目した経営安定対策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年10月1日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業 大臣、経済財政政策担当大臣